

No.1 ○豊明市議会定例会2月緊急議会会議録(第1号)

平成26年2月4日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 千鶴	議員	4番	近藤 善人	議員
5番	近藤 恵子	議員	6番	藤江 真理子	議員
7番	近藤 郁子	議員	8番	三浦 桂司	議員
9番	一色 美智子	議員	10番	杉浦 光男	議員
11番	早川 直彦	議員	12番	山盛 左千江	議員
13番	平野 龍司	議員	14番	平野 敬祐	議員
15番	村山 金敏	議員	16番	安井 明	議員
17番	月岡 修一	議員	18番	堀田 勝司	議員
19番	前山 美恵子	議員	20番	伊藤 清	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議事課長 石川 晃二君 議事課長補佐 馬場 秀樹君  
兼議事担当係長

議事課主査 花井 悟之君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明君	副市長	小浮 正典君
教育長	市野 光信君	行政経営部長	伏屋 一幸君
市民生活部長	石川 順一君	健康福祉部長	原田 一也君
経済建設部長	横山 孝三君	消防長	成田 泰彦君
教育部長	津田 潔君	企画政策課長	小串 真美君
財政課長	吉井 徹也君	総務防災課長	相羽 喜次君
高齢者福祉課長	浅田 利一君	保険医療課長	加藤 賢司君
都市計画課長	堀田 彰君	環境課長	土屋 正典君

君

会計管理者 深谷 義己君 監査委員事務局長 阪野  
正 男君

兼 出納室長

## 5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 議案上程・提案説明・質疑・委員会付託

議案第1号 豊明市消防本部の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定  
について

議案第2号 豊明市有料自転車駐車場条例の一部改正について

議案第3号 豊明市手数料徴収条例の一部改正について

議案第4号 豊明市立公民館条例の一部改正について

議案第5号 豊明市文化会館条例の一部改正について

議案第6号 豊明文化広場条例の一部改正について

議案第7号 豊明市体育施設条例の一部改正について

議案第8号 豊明市福祉体育館条例の一部改正について

議案第9号 豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例の一部改正について

議案第10号 豊明市総合福祉会館条例の一部改正について

議案第11号 豊明市休日診療所条例の一部改正について

議案第12号 豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第13号 豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部改正について

議案第14号 豊明勤労会館条例の一部改正について

議案第15号 豊明市下水道条例の一部改正について

議案第16号 豊明市有料駐車場条例の一部改正について

## 6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 議案上程・提案説明・質疑・委員会付託・委員長報告・同質疑・討論・採決  
議案第1号から議案第16号まで
- (3) 決議案第1号 豊明インター周辺の活性化に関する決議

午前10時開議

### No.2 ○議長(伊藤 清議員)

おはようございます。

本日は休会の日ではありますが、議事の都合により緊急に会議を開催したところ、定刻に

ご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 26 年 2 月緊急議会を開きます。

市長より挨拶を願います。

石川市長。

### No.3 ○市長(石川英明君)

皆さんおはようございます。

本日、平成 26 年 2 月緊急議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、緊急議会にご参集いただきありがとうございます。

本日、上程をさせていただきました案件は、消費税率の変更に伴う各種使用料の改定に加え、消防本部職員の任命に関し、必要な事項を新たに条例化する案件の合計 16 件でございます。

各使用料等の改正につきまして、維持管理に関し、電気料や光熱水費など、消費税の改正に伴い管理コストが上昇するものを基本とし、改正案を提出させていただいております。

また、消防本部職員の条例制定につきましては、消防長及び消防署長の任命に関し、必要な事項を定めてまいるものでございます。

いずれの案件も十分ご審議をいただきまして、全ての案件をお認めいただきますよう、お願いを申し上げて、開会の挨拶とさせていただきます。

### No.4 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

今 2 月緊急議会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等をご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

堀田勝司議会運営委員長。

### No.5 ○議会運営委員長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

議長より指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今 2 月緊急議会の運営について、去る 1 月 28 日に委員会を開催し協議をいたしました。その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせがしてありますので、主な事項のみについてご報告をいたします。

初めに、今 2 月緊急議会の議会期間につきましては、本日の 1 日間といたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。議案第1号から議案第16号までの16議案について、一括して提案理由の説明及び質疑の後に、所管の各委員会に付託することといたしました。

休憩中に各委員会を順次開催し、本会議再開後に委員長報告・同質疑・討論・採決を行うことといたします。

なお、議案等の質疑は、同一議員につき同一議題について2回以内といたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

#### No.6 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告がありましたとおり、今2月緊急議会の議会期間は、本日の1日間といたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第121条により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第88条の規定により、今2月緊急議会の会議録署名議員に、9番一色美智子議員と11番早川直彦議員を指名いたします。

日程2、議案上程・提案説明・質疑・委員会付託に入ります。

議案第1号から議案第16号までの16議案を一括議題といたします。

初めに、議案第1号について理事者より提案理由の説明を求めます。

成田消防長。

#### No.7 ○消防長(成田泰彦君)

議案第1号 豊明市消防本部の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

この案を提出するのは、消防組織法の一部改正に伴い、政令で定める基準を参酌して、市の条例で定める必要があるからでございます。

それでは、内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

消防長の資格要件でございますが、まず第1点目に、消防職員として消防署長の職又は署長と同等以上と認められる職に1年以上あったもの。2点目といたしまして、市の行政事務で部長の職に2年以上あったもの。3点目は、前号に規定するものと同様以上の知識経験があるものとして市長が規則で定めるものでございます。

規則におきましては、消防長の資格要件といたしまして、1点目といたしまして、市の行政事務で部長の職に1年以上、かつ消防団員として5年以上の活動があったもの。2点目といたしましては、市の行政事務で課長の職に2年以上、かつ消防団員として10年以上の活動があったものと定めました。

ここでいいます消防団は、豊明市消防団における活動をいいます。

続きまして、消防署長の資格要件でございます。

2点ございまして、まず1点目は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったもの。2点目は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年以上あったものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

#### No.8 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第2号について理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市民生活部長。

#### No.9 ○市民生活部長(石川順一君)

それでは、今回の改正でございますが、消費税の課税取り引きに係る使用料は、基本的に全て転嫁することとさせていただいております。

転嫁する額は、消費税のアップ分のみで、具体的には現在の価格に105分の108を乗じ、その額の10円未満を切り捨てて算出しております。

それでは、議案第2号 豊明市有料自転車駐車場条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、4月1日より消費税が5%から8%に引き上げられることに伴い必要があるからでございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。

別表第2の改正でございます。

自転車の1日当たり、一般、学生とも100円と、原動機付自転車の1日当たり200円につきましては、変更がございません。

それ以外の自転車及び原動機付自転車の定期使用料については、それぞれの区分に応じて、今説明いたしました計算式により算出したものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

#### No.10 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第3号について理事者より提案理由の説明を求めます。

石川市民生活部長。

**No.11 ○市民生活部長(石川順一君)**

それでは、議案第3号 豊明市手数料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法に定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設備の変更の許可、検査、仮使用等に関する事務にかかわる手数料の金額が変更になったことにより、豊明市手数料徴収条例の一部を改正する必要があるからでございます。

内容をご説明いたしますので、1枚おめくりください。

危険物施設にかかわる手数料について消費税の引き上げが行われること及び、人件費を直近数値を用いて再積算し直したことにより、政令で示された額のうち、本市の手数料徴収条例にかかわるものを改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成 26 年4月1日でございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

**No.12 ○議長(伊藤 清議員)**

続いて、議案第4号について理事者より提案理由の説明を求めます。

津田教育部長。

**No.13 ○教育部長(津田 潔君)**

それでは、議案第4号 豊明市立公民館条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、消費税率の改正に伴い必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

公民館使用料を定めました第7条関係、別表を次のように改めます。

今回の改正は、2号議案でご説明いたしましたとおり、消費税のアップ分のみを転嫁しておりますので、従前の使用料金額に 105 分の 108 を乗じ、その額の 10 円未満を切り捨てて算出いたしました。

なお、別表中、全日の使用料は午前、午後、夜間、それぞれについて改正いたしました使用料の合計金額としております。

備考といたしまして、1 ホールの冷暖房利用の加算料金 1,340 円を 1,370 円に改正いたします。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年4月1日から施行いたします。

なお、経過措置といたしまして、平成 26 年3月 31 日までに利用の許可を受けた者は、従前の使用料といたします。

以上で議案第4号の提案説明を終わります。

**No.14 ○議長(伊藤 清議員)**

続いて、議案第5号について理事者より提案理由の説明を求めます。  
津田教育部長。

**No.15 ○教育部長(津田 潔君)**

それでは、議案第5号 豊明市文化会館条例の一部改正についてご説明いたします。  
この案を提出いたしますのは、消費税率の改正に伴い必要があるからでございます。  
1枚おめくりください。

豊明市文化会館条例の別表第1及び別表第2を次のように改めます。

まず、別表第1は、ホール、ギャラリー、会議室等の施設の使用料を定めたものでありまして、また別表第2は、舞台設備、楽器等の備品の使用料について、今回改正したものであります。

算出方法は、議案第4号の公民館条例でご説明いたしました内容と同じであります。

ただし、ここで楽屋1から4、午前の210円、270円、同じく夜間240円、310円、延長の70円、90円などについて、一部は変更がございません。

また、次のページですね、別表第2の備品使用料につきましても、従前の使用料が300円以下のものは、今回変更がございません。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行いたします。

また、経過措置といたしまして、平成26年3月31日までに利用許可を受けた場合は、従前の使用料といたします。

以上で議案第5号の提案説明を終わります。

**No.16 ○議長(伊藤 清議員)**

続いて、議案第6号について理事者より提案理由の説明を求めます。  
津田教育部長。

**No.17 ○教育部長(津田 潔君)**

それでは、議案第6号 豊明文化広場条例の一部改正についてご説明いたします。  
この案を提出いたしますのは、消費税率の改正に伴い必要があるからであります。  
それでは、1枚おめくりください。

豊明文化広場条例の別表を次のように改めます。

別表、第8条関係は、勅使会館の和室の使用料を改正いたします。

なお、表の右端、宿泊につきましては、大人620円を630円に、小人410円を420円に

改正いたします。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年4月1日から施行いたします。

なお、経過措置といたしまして、平成 26 年3月 31 日までに利用の許可を受けた者は、従前の使用料といたします。

以上で議案第6号の提案説明を終わります。

#### No.18 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第7号について理事者より提案理由の説明を求めます。

津田教育部長。

#### No.19 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、議案第7号 豊明市体育施設条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、消費税率の改正に伴い必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

豊明市体育施設条例の別表第2を次のように改めます。

まず、(1)グラウンド使用料は、勅使グラウンド及び山田グラウンドの使用とナイター照明について料金を改正するものであります。

次にその下、(2)勅使テニスコート使用料、ア 個人利用であります。個人がコート1面利用の場合について、そして、その下のイのコート4面専用利用について、今回改正いたします。

1枚おめくりいただきまして、(3)勅使ターゲット・バードゴルフ場使用料については、今回改正がございません。

(4)の勅使弓道場使用料、アの個人利用について、こちらのほうも変更はございませんが、イの専用利用、こちらについては、今回改正を行いました。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年4月1日から施行いたします。

なお、経過措置といたしまして、平成 26 年3月 31 日までに利用の許可を受けた場合は、従前の使用料といたします。

また、平成 26 年4月以降の施設利用で、平成 26 年3月 31 日までに教育委員会に利用申請又は利用許可を受けた行為は、指定管理者に対してなされた申請行為とみなします。

以上で議案第7号の提案説明を終わります。

#### No.20 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第8号について理事者より提案理由の説明を求めます。

津田教育部長。

## No.21 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、議案第8号 豊明市福祉体育館条例の一部改正についてご説明いたします。  
この案を提出いたしますのは、消費税率の改正に伴い必要があるからであります。

1枚おめくりください。

今回、豊明市福祉体育館条例の別表を次のように改めます。

まず、別表の利用区分、左端であります。専用利用のアリーナ、その下の、表の一番下の柔道場、剣道場、会議室の使用料の改正と、次のページの表の一番上、個人利用の中学生以下、高校生以上一般、トレーニングルームの利用について改正いたします。

具体的にご説明いたしますと、前のページの表にお戻りいただきまして、アリーナの使用料は費用の右端上から3段目に、延長、21時を超える1時間当たり470円、470円を基本としております。従前は460円であります。

アリーナの4分の1使用が470円でありますので、その上の2分の1使用が940円、そしてその上、全面利用は4倍の1,880円となっております。

このように1時間当たりの使用料から午前、午後、夜間の使用料を算出し、その合計額を全日の使用料といたしております。

また、下の3つ、柔道場、剣道場、会議室についても、1時間当たりの使用料を改正した後に、午前、午後、夜間、全日について同様に改正いたします。

次に、1枚おめくりいただきまして、個人利用につきましては、1人当たり70円、140円について変更がございません。

トレーニングルームにつきましては、1人1カ月当たり980円を1,000円に改正いたします。

備考としまして、1 冷暖房利用の場合は、アリーナの加算徴収額を4,020円から4,130円に改正いたします。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行いたします。

なお、経過措置といたしまして、平成26年3月31日までに利用の許可を受けた場合は、従前の使用料といたします。

また、平成26年4月以降の施設利用で、平成26年3月31日までに教育委員会に利用申請又は利用許可を受けた行為は、指定管理者に対してなされた申請行為とみなします。

以上で議案第8号の提案説明を終わります。

## No.22 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第9号について理事者より提案理由の説明を求めます。

津田教育部長。

**No.23 ○教育部長(津田 潔君)**

それでは、議案第9号 豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、消費税率の改正に伴い必要があるからであります。

1枚おめくりください。

豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例の別表中、「5,000」を「5,120」に、「1,250」を「1,280」に改めます。

この内容は、豊明中学校グラウンドの照明施設使用料を改正するものでありまして、従前のナイター使用料2時間で5,000円を消費税の転嫁により5,120円とし、また延長30分当たり、従前1,250円を1,280円に改正するものであります。

30分当たり1,280円に改正いたしますので、2時間のナイター利用の場合は、1,280円の4倍で5,120円というふうになります。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行いたします。

なお、経過措置といたしまして、平成26年3月31日までに利用の許可を受けた場合は、従前の使用料といたします。

また、平成26年4月以降の施設利用で、平成26年3月31日までに教育委員会に利用申請又は利用許可を受けた行為は、指定管理者に対してなされた申請行為とみなします。

以上で議案第9号の提案説明を終わります。

**No.24 ○議長(伊藤 清議員)**

続いて、議案第10号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田健康福祉部長。

**No.25 ○健康福祉部長(原田一也君)**

それでは、議案第10号 豊明市総合福祉会館条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、4月1日より消費税率の改正に伴い必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

別表のとおり、会議室等の使用料を改正するものであります。

なお、附則として、この条例は26年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

**No.26 ○議長(伊藤 清議員)**

続いて、議案第 11 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

原田健康福祉部長。

**No.27 ○健康福祉部長(原田一也君)**

議案第 11 号 豊明市休日診療所条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、4月1日より消費税率の改正に伴い必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

別表中の診断書等の文書料を、「1,570 円」から「1,610 円」に、「2,100 円」を「2,160 円」に、「1万 500 円」を「1万 800 円」に改正するものでございます。

なお、附則として、この条例は 26 年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

**No.28 ○議長(伊藤 清議員)**

続いて、議案第 12 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

**No.29 ○経済建設部長(横山孝三君)**

議案第 12 号 豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、消費税率の改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、次のページをごらんください。

別表第1でございます。一般廃棄物の処理手数料でございます。

一般廃棄物のうち、自己搬入により処分するものにつきましては、現在、東部知多衛生組合において処理しておりますので、その処理手数料の規定を条例から削除いたします。

下段の粗大ごみの収集運搬処分につきましては、消費税率の改正に伴い、1個 1,000 円を 1,020 円に改めます。

附則の1として、この条例は平成 26 年4月1日から施行いたします。

附則の2といたしまして、改正後の豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に購入した粗大ごみ処理券から適用し、同日前までに購入した粗大ごみ処理券につきましては、なお従前の例によります。

以上で提案理由の説明を終わります。

**No.30 ○議長(伊藤 清議員)**

続いて、議案第 13 号について理事者より提案理由の説明を求めます。  
堀田都市計画課長。

#### No.31 ○都市計画課長(堀田 彰君)

議案第 13 号 豊明市農村集落家庭排水施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、消費税の改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、内容を説明しますので、次のページをごらんください。

豊明市農村集落家庭排水施設の使用料を消費税率の改正に伴い第7条を改正するものでございます。

使用料の額は、毎使用月において使用者が排水施設に排除した汚水量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に、100 分の 108 を乗じて得た額とし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものでございます。

また、別表中の使用料は外税とし、消費税を除いたものに改めます。

附則として、この条例は平成 26 年4月1日から施行いたします。

附則2は経過措置でございます。

この条例による改正後の豊明市農村集落家庭排水施設条例第7条の規定は、施行日以後に確定する排水量に係る使用料から適用するものでございます。

ただし、施行日前から継続して使用している場合で、施行日以後初めて確定する排出量に係る使用料については、この限りではありません。

以上で提案理由の説明を終わります。

#### No.32 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 14 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

横山経済建設部長。

#### No.33 ○経済建設部長(横山孝三君)

議案第 14 号 豊明勤労会館条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、消費税率の改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、次のページをごらんください。

会議室などの施設使用料を消費税率の改正に伴い、別表のとおり改正いたします。

次に、備考の1でございます。

多目的ホールの冷暖房費についても改正をいたします。

また、多目的ホールの電動式舞台などは、その使用ができませんので、設備使用料の規定について条例から削除するものでございます。

附則の1といたしまして、この条例は平成 26 年4月1日から施行いたします。

附則の2として、改正後の豊明勤労会館条例の規定は、この条例の施行日以後に許可を受けた者に係る使用料から適用し、同日前までに利用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例によります。

以上で提案理由の説明を終わります。

#### No.34 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 15 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

堀田都市計画課長。

#### No.35 ○都市計画課長(堀田 彰君)

議案第 15 号 豊明市下水道条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、消費税率の改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、内容をご説明しますので、次のページをごらんください。

豊明市下水道条例の使用料を消費税率の改正に伴い、第 16 条の一部を改正するものでございます。

上から3行目でございます。

第 16 条中の「毎使用月」を「、毎使用月」に、「次に定めるところにより算定する。」を「、次の表に定めるところにより算定した額に、100 分の 108 を乗じて得た額とし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」に改めるものでございます。

また、表中の使用料は外税とし、消費税を除いたものに改めるものでございます。

附則1として、この条例は平成 26 年4月1日から施行いたします。

附則2は経過措置であります。

この条例による改正後の豊明市下水道条例第 16 条の規定は、施行日以後に確定する汚水量に係る使用料から適用するものでございます。

ただし、施行日前から継続して使用している場合で、施行日以後初めて確定する汚水量に係る使用料については、この限りではございません。

以上で提案理由の説明を終わります。

#### No.36 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、議案第 16 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

堀田都市計画課長。

#### No.37 ○都市計画課長(堀田 彰君)

議案第 16 号 豊明市有料駐車場条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、消費税率の改正に伴い必要があるからでございます。  
それでは、内容をご説明いたしますので、次のページをごらんください。

月ぎめ駐車場などの駐車料金を消費税の改正に伴い、別表のとおり改正するものでございます。

上から3行目でございます。

別表第3中の1カ月の駐車料金で、前後駅南月ぎめ駐車場が「8,000円」を「8,220円」に、豊明駅南月ぎめ駐車場が「6,000円」を「6,170円」に改めるもので、別表第4中も同様に改正するものでございます。

また、別表第4中の3カ月の料金で、前後駅南月ぎめ駐車場が「2万4,000円」を「2万4,660円」に、豊明駅南月ぎめ駐車場が「1万8,000円」を「1万8,510円」に改めるものです。

なお、月ぎめ駐車場以外の駐車料金につきましては変更がありません。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行いたします。

附則2は経過措置でございます。

改正後の豊明市有料駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者に係る駐車料金から適用し、同日前までに利用の許可を受けた者に係る駐車料金については、なお従前の例によるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

#### No.38 ○議長(伊藤 清議員)

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤恵子議員。

#### No.39 ○5番(近藤恵子議員)

では、済みません、今回のこの改定で、市の収入は総額でどのくらい上がるかということ、そして、この消費税のうち、市が消費税として納税する分がどれだけで、納税しない分がどれだけか。指定管理は納税になると思いますので、その辺の数字も把握していたら、教えてください。

#### No.40 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

**No.41 ○市民生活部長(石川順一君)**

消費税の今回の増額分でございますが、全体といたしまして約 1,800 万円ほどと計算しております。

そのうち、下水道の使用料、農村集落家庭排水施設の使用料に係る分、1,600 万円ほどは、消費税として納めていくことになることと思っております。

ただ、消費税の計算がございますので、経費を差し引いたりすることによって、この額がそのままではないかもわかりません。

それから、有料駐車場に関しましても、納めていくことになると思います。

これが 50 万少しの金額になると思います。

以上で終わります。

**No.42 ○議長(伊藤 清議員)**

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

**No.43 ○5番(近藤恵子議員)**

指定管理も納税対象になると思いますけれども、その辺の把握はしていませんか。

**No.44 ○議長(伊藤 清議員)**

答弁できますか。

石川市民生活部長。

**No.45 ○市民生活部長(石川順一君)**

指定管理部分についても、私どもは消費税を払ってまいるということがございますので、その後、指定管理者がその分に相当する額を納められるという形になるものでございます。

終わります。

**No.46 ○議長(伊藤 清議員)**

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

**No.47 ○11番(早川直彦議員)**

今回の消費税改正に伴う使用料が上がる議案全体についてお聞きします。

今後、消費税が 10%に改正される、たしか 27 年の 10 月だったと思うんですが、今回の

使用料の値上げ率は3%となっておりますが、段階的に消費税を上げていく、その中の今回は3%の改定という考えなのでしょうか、お聞かせください。

No.48 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。  
石川市民生活部長。

No.49 ○市民生活部長(石川順一君)

基本的にはそのとおりでございます。

No.50 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。  
山盛左千江議員。

No.51 ○12番(山盛左千江議員)

同じく、消費税に伴う値上げについてお伺いいたします。

本市がっております使用料というのは、今回議案として上程されているものだけではなくて、ほかにもあったと思いますが、なぜ、これだけにされたのかということの説明いただきたいのが1点と、それから上げ率を一律3%ということで提案されております。

先ほどの市長の説明の中に、消費税改正に伴い管理コスト上昇によるものについて改正するという説明があったというふうに、私は今聞いた覚えがありますが、管理コストの上昇に伴うもの、伴わないもの、そこが基準であるとする、一律3%というのは、いかななものかというような感じもいたしますので、もう一度、その説明についてお願いいたします。

それから、議案の第1号の消防本部の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてお伺いいたします。

これは、市でもって、こういった条例を定めなければならないということに伴うものだというふうに理解しておりますけれども、消防法によりますと、消防長においても消防署長においても、条件は2つというふうに規定されていて、消防長に③ということで、前2号に規定するものと同様以上の経験知識があるものを、市長が規則で定めるというふうに、1つ、市が参酌をしてつけ加えたわけですがけれども、このつけ加えなければならないような理由があったのでしょうか。その点についてもお願いいたします。

No.52 ○議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

石川市民生活部長。

**No.53 ○市民生活部長(石川順一君)**

それでは、まず消費税の関連ですが、基本的には消費税の課税取り引きに係るものは、全て転嫁してまいる予定でございます。今回、条例のほうをお願いしておる以外に、規則ですとか要綱で定めておるものについても、基本的には課税取り引きに係るものは転嫁してまいりたいというふうを考えております。

例規の整備については、3月までにしていきたいというふうを考えております。

それから、一律でというお話でございます。消費税は取り引きの種類にかかわらず、全ての課税取り引きに基本的に同率の税を課するものでございます。

したがいまして、今回の改正に関しては、基本的に全ての施設で消費税率の引き上げに伴う分、改正させていただくというものでございます。

ただし、使用料そのものについて、今後、適正価格になるように見直しは定期的に図ってまいりたいと、そのように思っています。

終わります。

**No.54 ○議長(伊藤 清議員)**

消防長、答弁を願います。

成田消防長。

**No.55 ○消防長(成田泰彦君)**

消防長の資格の1号、2号では、人数が非常に少なかったものですから、3号をつくりまして、より多くの候補者の中から適した者を選ぶということで、つくらせていただきました。以上です。

**No.56 ○議長(伊藤 清議員)**

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

**No.57 ○12番(山盛左千江議員)**

消費税に関連する部分で再質問をさせていただきます。

今、課税取り引きに係るものについては、条例、あるいは、それではないものについても上げていくということでもありますけれども、今回、条例に関するものの中でも、上げるもの、上げないものがあるというふうに理解しておりますし、それから、消費税の改定に伴って管理コストが一律3%上がるという、要するに管理コストのかからないもの、あるいはかかる

もの、いろいろ混ざっているかというふうに思いますので、その説明をしていただきたかったので、お願いいたします。

**No.58 ○議長(伊藤 清議員)**

答弁を願います。

石川市民生活部長。

**No.59 ○市民生活部長(石川順一君)**

基本的には条例改正を伴うものについては、今回上げさせていただいたものと考えております。

それから、一律の話でございますけれども、確かに経費、コストについては、それぞれの施設で違いはございますが、基本的に使用料については、施設があつて、そこを借りていただく、お貸しするということですので、施設に係る減価償却ですとか維持管理費、光熱費等々の金額がございまして、それについて、例えば少し率が違うからといって、例えば今回 105 分の 108 なんですけれども、105 分の 106 であつたり、107 であつたり、その施設ごとに細かくやるのは、消費税の考え方が、基本にかえってわかりづらくなるじゃないかなということで、今回は一律でさせていただいたということでございます。

終わります。

**No.60 ○議長(伊藤 清議員)**

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

**No.61 ○議長(伊藤 清議員)**

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案 16 件は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の各委員会に付託いたします。

この際、お諮りいたします。ただいま付託いたしました議案 16 件については、豊明市議会会議規則第 44 条第 1 項の規定により、本日の 1 日を審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.62 ○議長(伊藤 清議員)**

ご異議なしと認めます。よって、ただいま付託いたしました議案 16 件については、本日の 1 日を審査期限といたします。

ここで、各委員会を開催するため暫時休憩といたします。

午前10時39分休憩

午後3時再開

**No.63 ○議長(伊藤 清議員)**

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、本日の議事運営についてご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

堀田勝司議会運営委員長。

**No.64 ○議会運営委員長(堀田勝司議員)**

議長より指名がありましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果について報告を申し上げます。

お手元に配付されておりますとおり、議員より決議案第1号の追加提案がありましたので、本日予定されております議事日程の終了後、日程に追加することとし、提案説明を行った後、質疑及び委員会付託を省略し、討論・採決をすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

**No.65 ○議長(伊藤 清議員)**

ご苦労さまでした。

休憩中に開催されました各委員会より、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会報告書が提出されておりますので、その審査結果について各委員長より報告を願います。

初めに川上 裕総務委員長、登壇にて報告を願います。

**No.66 ○総務委員長(川上 裕議員)**

議長よりご指名がありましたので、総務委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてご報告いたします。

本日2月4日、本会議休憩中に、全委員と市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

なお、審査経過につきましては、会議録が作成されておらず、また多くの議員に出席いただいておりますので、報告を差し控えさせていただきます。

以上で総務委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

**No.67 ○議長(伊藤 清議員)**

ご苦労さまでした。

続いて近藤郁子福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

**No.68 ○福祉文教委員長(近藤郁子議員)**

議長よりご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてご報告いたします。

本日2月4日、本会議休憩中の総務委員会終了後に、全委員と市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

なお、審査経過につきましては、会議録が作成されておらず、また多くの議員に出席いただいておりますので、報告を差し控えさせていただきます。

以上で福祉文教委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

**No.69 ○議長(伊藤 清議員)**

ご苦労さまでした。

続いて三浦桂司建設消防委員長、登壇にて報告を願います。

**No.70 ○建設消防委員長(三浦桂司議員)**

議長よりご指名がありましたので、建設消防委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてご報告を申し上げます。

本日2月4日、本会議休憩中、福祉文教委員会終了後、午後1時15分より関係職員以下出席のもと委員会を開催し、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

なお、審査経過につきましては、会議録は作成しておらず、また多くの議員に出席していただいておりますので、報告を差し控えさせていただきます。

以上で建設消防委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

**No.71 ○議長(伊藤 清議員)**

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.72 ○議長(伊藤 清議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し討論・採決に入ります。

初めに、議案第1号について討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.73 ○11番(早川直彦議員)

議案第1号 豊明市消防本部の消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

今まで消防組織法の15条の2で、消防長と消防署長は政令で定める資格を有する者になっていましたが、地方分権が進む中、権限移譲により改正されることとなりました。

今回の条例制定では、政令で定める基準を参酌して決められたものでありますが、消防長については1条の1と2についてのみでは人選が少ない。そのために1条の3を加えたということではありますが、この1条の3については、市長が規則で定めるとなっております。

今回、ここで認められれば、議会で諮られず、その時代の市長の判断によって変わる事が可能でありますので、委員会の質疑の中でも消防長のほうから、変更する部分、規則で定める部分をもし変更するならば、十分に議会に説明するということでしたので、賛成はしますが、しかしながら、規則で定めるということは、非常に議会にとっても権限が大きく変わるものでありますので、ぜひとも、ほかの条例も含めてなんです、今後規則で定めるというようなことがある場合には、その辺、議会との関係をよく十分考慮していただきたいと思っております。

以上で賛成の討論とします。

No.74 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.75 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、議案第1号の討論を終結し採決を行います。

議案第1号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.76 ○議長(伊藤 清議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第2号から議案第16号については一括で討論を行い、採決については個別に行ってまいりますので、ご承知おきを願います。

討論のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

**No.77 ○19番(前山美恵子議員)**

議案2号から議案16号までについての反対の討論をいたします。

これらの条例改正は、この4月から消費税増税分を上乗せをし、使用料の値上げをするものとなっています。

もともと、税は市民の間でその能力に応じて平等に負担するものというように、応能負担が原則であります。

しかし、消費税はいかなる災害のもとでも、一切の減免のない過酷な税金であり、低所得者には負担が重く、高額所得者には軽い不公平な税金です。

今、市民は一部を除いて景気回復の実感はありません。だからこそ、市民に一番身近な地方自治体としては、公共料金に消費税増税で市民に追い打ちをかけるのではなく、暮らしを守る砦としての力を発揮して、負担増は回避すべきと考えます。

8%は国で決まったのだから仕方がないと、国のいうことをそのまま実施するのでは、地方自治体としての独自性が失われてしまいますので、市民の暮らしぶりを一番よく知っている行政として、断固として市民の暮らしを守るよう、ここに求めて反対といたします。

**No.78 ○議長(伊藤 清議員)**

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

**No.79 ○5番(近藤恵子議員)**

では、議案第2号から16号までに賛成の立場で討論をいたします。

今回は、消費税の増税分を計算式でやったというのが主なものでありまして、その点においては、この消費税が上がるところで致し方がないところかなというところがあります。

しかし、委員会の中でもありましたけれども、もともと、この使用料とかが適正であるかどうか、受益者負担が適正であるかということについては、ぜひとも今後は検討していただきたいと思います。

今年度、補助金の検討会をやりましたけれども、他市町では、この補助金の検討会と同

時に、こういった施設とかの受益者負担についても検討するのが、同時に進行されているまちがあります。

豊明市も、今後も進めていくというところでありますので、そのところにおいて、受益者負担、その部分を、その根本の部分を見直して、そして、それに基づく消費税、理解されるような消費税の加算にさせていただくことをつけ加えまして、今回の改正には賛成いたします。

#### No.80 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

#### No.81 ○11番(早川直彦議員)

議案第2号から16号まで全て賛成の立場で討論します。

その中でも13号、15号、16号について討論いたします。

議案の第13号の豊明市農村集落家庭排水施設の一部改正、それとあわせて議案第15号の豊明市下水道条例の一部改正、これについてなんです、この議案で消費税分ですね、3%上乘せしたものでありますが、これは農水も下水も、これ日々生活する重要な公共料金の1つであります。

これにあわせて、上水のほうの料金も改定されるわけですので、これは2カ月分の使用料で上水と下水を合わせて、2カ月で40から60の方が一番多いのですが、1年で換算すると、40の方で上水、下水を合わせて1年で1,250円の負担増、50立米で1,704円の負担増、60立米で2,142円の負担増となります。

額は微々たるものかもしれませんが、年に換算すれば、これは大きなものになります。

それで、特に生活の苦しい世帯の方にすごく負担増となるものでありますので、国も増税後、所得の低い世帯に対しての配慮は考えているみたいなんです、豊明市においても、所得の低い方々への配慮を十分考えていただいて、また、いろいろな方法でケアする、援助するということをしていただきたいことを強く要望するとともに、また広報に関しても、生活に欠かせないものが改定されるわけですので、十分市民に伝わるようにしていただきたいというふうに思います。

さらに、議案の第16号の有料駐車場条例の一部改正についてなんです、委員会でも述べましたが、月ぎめのものに関しては3%の負担を求めているのですが、30分100円のものについては、これは改正されないと。

近隣の駐車場を含め民間駐車場ですね、前後駅にある、そこが値上げしないということで、そのまま変更はしないということではあるんですが、しかしながら額が大きいので、利用者の方、そうすれば3%の負担を求めないということは、利用者から、市民の税金をそこに加えなくてはいけない。

ただ、そういうことがありますので、近隣の駐車場の状況や、民間の駐車場の状況で値上げをしたならば、早急にですね、本当に 30 分 100 円が是か非か、その辺も十分アンテナを高くして、料金のことも十分検討していただきたいことを要望し、賛成といたします。

**No.82 ○議長(伊藤 清議員)**

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

**No.83 ○12番(山盛左千江議員)**

議案の2号から 14 号まで、賛成の立場で討論いたします。

ほかの議員がそれぞれに討論いたしましたので、なるべく重ならないように申し上げたいと思います。

今回の改正の理由の中に、管理コストの上昇ということが言われました。必ずしも管理コストが跳ね返らない、影響のないものも合わせて一律に今回値上げされたというのは、委員会の中でも皆さんご承知いただけたことだと思います。

今後、値上げのタイミング、値上げというよりも、ほかの議員も申しておりましたが、そもそもこの料金が適正であるかどうかの見直しを早急にしていただきたい。それをした上で、10%に今後消費税が上げられるときに、どのような料金にすべきか、そういった総合的な考え方を進めていっていただきたいということを、切に申し上げておきます。

それから、指定管理者になったことによって、その使用料を納税しなければならないということが発生してまいりました。

納税の免除から、体育館の部分が指定管理によって外れたわけですが、指定管理者制度のある意味、マイナス面が見えたわけです。

その料金の改定が、先ほどの有料駐車場ではありませんが、使用していない人に負担をお願いするようなことにもなりかねない部分でありますので、料金の改定については、いろんな方向から、きちんと考えて進めていっていただきたいというふうに要望をしておきます。

以上です。

**No.84 ○議長(伊藤 清議員)**

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

**No.85 ○議長(伊藤 清議員)**

これにて、議案第2号から議案第 16 号までの討論を終結し採決を行います。

初めに、議案第2号について採決を行います。

議案第2号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.86 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成多数であります。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第3号について採決を行います。

議案第3号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.87 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成多数であります。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第4号について採決を行います。

議案第4号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.88 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成多数であります。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第5号について採決を行います。

議案第5号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.89 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成多数であります。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第6号について採決を行います。

議案第6号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.90 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成多数であります。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第7号について採決を行います。

議案第7号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.91 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第8号について採決を行います。

議案第8号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.92 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第9号について採決を行います。

議案第9号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.93 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第10号について採決を行います。

議案第10号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.94 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第11号について採決を行います。

議案第11号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.95 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成多数であります。よって、議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 12 号について採決を行います。  
議案第 12 号に係る委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

**No.96 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成多数であります。よって、議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 13 号について採決を行います。  
議案第 13 号に係る委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

**No.97 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成多数であります。よって、議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 14 号について採決を行います。  
議案第 14 号に係る委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

**No.98 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成多数であります。よって、議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 15 号について採決を行います。  
議案第 15 号に係る委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

**No.99 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成多数であります。よって、議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 16 号について採決を行います。  
議案第 16 号に係る委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

No.100 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付をされておりますとおり、決議案第1号が提案されておりますので、日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.101 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第1号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

平野龍司議員、登壇にて説明願います。

No.102 ○13番(平野龍司議員)

議長のご指名でございますので、決議案を提案したいと思っておりますので、朗読をもって提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

豊明インター周辺の活性化に関する決議。

瀬戸大府東海線の栄町梶田交差点から花き市場方面・国道1号線への道路接続は長年の懸案事項である。

第2次豊明市都市マスタープランにおいても地区内の幹線道路の整備について、「(都)瀬戸大府線から花き市場へのアクセスを強化するために、道路と橋梁の整備を推進します」と明記されている。

当該道路は単に花き市場へのアクセス性向上のみならず、豊明インター周辺の土地利用を促進する上でも必要不可欠な非常に重要度の高い道路である。

現在、豊明市議会に設置された豊明インター周辺活性化対策特別委員会において、当該地域の整備・開発に向けてさまざまな議論がなされているところであるが、どのような業態の企業が進出するにしても、当該道路の建設が最優先課題であると確認された。

当該地域の地主の皆様、あわせて阿野、大脇両区の区長様からも当該道路の建設について要望をいただいたところである。

これらの現状を鑑み、本市議会は当該道路の早期計画策定・実施を強く求める。

以上、決議する。

平成 26 年2月4日

愛知県豊明市議会

以上の決議を提案します。

議員各位の賛同をよろしくお願ひしたいと思います。

No.103 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本案は決議案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入りたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.104 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、本案は質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.105 ○5番(近藤恵子議員)

今回の、この豊明インター周辺活性化に関する決議について、反対の立場で討論いたします。

今まで委員会も傍聴してまいりましたが、まだ、この決議案を出すまでの十分な議論がなされているということは、まず基本的に私はそのように思っておりません。

また、もう一つ言いますと、ここの文書の表現のところにありますけれども、12行目の「地主の皆様」、「区長様」というこの表現も、決議案に適切であるかどうかということも疑問を感じております。

また、さらに申し上げますと、この「瀬戸大府東海線」、都市マスタープランでは「瀬戸大府線」という表現をされておりますけれども、これを構想道路から外したのは、今回の都市マスタープランの改訂のときであります。

これは25年3月に策定されておりますけれども、その前に開かれた都計審の審議において認められているものであり、その中には、今の伊藤議長を初め、議会から4人が出席しており、その中でこれを構想道路から外すことに賛成をしている内容であります。

それで、そういったものを、この中で十分な議論もなく、簡単に変えるという、変えるというか、方向性が変わるということに対しては、少しもっと十分な議論がなされるべきであると思っています。

例えば、今回のこの道路を策定するのに、策定したら、どのような効果があらわれるかとか、そういったことが十分な議論がないまま、ここにおいて必要不可欠な非常に重要度の高い道路であるという結論が出ていることに対して、やはりこの後、委員会の議事録、今

公開されておりますので、議事録が出たときに、これだけの議論でこういった結論に至ったかということがわかってしまうという、その点からにおいても、やはり私は今、この結論に至るまでには十分な議論がなされていないと思いますので、今回のこの決議案はまだ時期的に早いと思います。

よって、今、この決議案を提出することには反対の立場といたします。

#### No.106 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

#### No.107 ○11番(早川直彦議員)

豊明インター周辺の活性化に関する決議について、反対の立場で討論をいたします。

この文書の中に、「どのような業態の企業が進出するにしても、当該道路の建設が最優先課題であると確認された」とあるんですが、私も委員会を傍聴してですね、きょうと前回もそうなんですが、まだまだ十分に協議されているとは私には思えません。

「早期計画策定・実施を強く求める」とあるんですが、これも、もっと豊明の都市計画道路の考え方とか優先順位、費用対効果、もっともっと議論をして、それからのことじゃないかと思うんですが、今この時期に決議というのは、まだまだ早過ぎるというふうに私は思いますので、反対といたします。

#### No.108 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

#### No.109 ○6番(藤江真理子議員)

豊明インター周辺の活性化に関する決議に対して、同じく反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、ほかの議員も討論の中で言われていましたが、この決議文の中にある当該道路の建設が最優先課題であると確認されたと書いてあります。

先ほど行われた特別委員会、今回、私は委員外議員として傍聴しておりました。先ほどの委員会で当時の決議案に対して、いろいろな議論があるかなと思ったんですが、全く聞くことができませんでした。

豊明インター周辺の活性化は重要であるということは、十分認識しているつもりです。今回、こういった多くの一般市民の市民目線と同じような形で委員会を傍聴したんですけれども、こういう、協議会ではなくて委員会で、こういった議論、協議があったから、こういうこ

とが決議されたよということを、私自身が市民に問われたときに、お伝えすることができないということも反対の理由です。

あと、こういったスピード感でもって進めていくことは重要だとは思いますが、今回、本当の一市民の立場と同じような形で委員会の傍聴をしまして、少し、こうした残念な形でこういう決議が出されたことを残念だと思います。

以上です。

#### No.110 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

#### No.111 ○12番(山盛左千江議員)

私も、豊明インター周辺活性化に関する決議については、賛成しかねるという立場をとらせていただきます。

活性化に反対しているわけではありませんので、いろいろブログに書かれる議員がおりますけれども、そのことについては誤解のないように、まず申し上げておきます。

内容について、私が賛成しかねる理由は、大きく言って4点あります。

1つは、委員会での審議の状況にあります。

前回の委員会において、担当課を呼びまして、この道路を、この道路って、どの道路かわかりませんが、多分、一番最初につくられた都市マスタープランの中に書かれている点線の道路のことだろうと思いますが、これを工事した場合の工事予定額というのか、どのくらいを見込んでいるかという質問がありました。が、当局のほうからは数字は言えないと、わからない。道路の計画も確定していないので答えられないといったような回答で、要するに工事費は未定というふうに委員会の中では終わっております。

で、その後、25年の3月に出された改訂版の都市マスタープランには、前回の、一番最初の想定されていた道路の点々まで消されていて、今回、この決議の中で書かれている「瀬戸大府線から花き市場へのアクセスを強化するために、道路と橋梁の整備を推進します」と書かれていますというふうに言うんですが、この道路がどこのことを指し、どういう経路を通過して、ここまで行こうとしているのかということが明確になっていない。その決議にとっても賛成することはできない。

何を決議しているのか、どういう道路を希望しているのかが明確でないものについては、賛成できないということで、1つ目の理由です。

2つ目の理由は、今のような不明瞭なものを委員会の中できちんと調査をしていない。ほかの議員も言いましたが、どのような業態の企業が進出しても最優先の課題であると、この道路がね。なぜ、それが言えるのか、その調査をいつしたのか、少なくとも委員会の中ではありませんでした。

協議会の中で調査をしたというふうに言われるのであれば、この決議をする前の委員会の中で、もう一度きちんとされるべきですし、私が委員外質疑を申し出ましたが、それが許可されず、なぜ、この決議に至ったのかということが全くわからないまま、私はこの場にいるわけです。

こういった手続的に、議会としての協議の手続的に、実に不足であるという点が、2つ目の反対できない理由であります。

3つ目については、地元の意向、調査について十分されていないということ。それから都市計画審議会の、先ほど委員の指摘もありましたけれども、ころころ、ころころと計画を変えることに、そう議会が一々全体で決議するということには、市民の信頼に欠けるのではないかというふうに思います。

どの議員が都市計画審議会の委員であったかはわかりませんが、都計審の都市マスタープランの変更に、議員から選出されている4人がかかわったことは間違いのないわけです。ですから、そういったことについても、議会として十分調査研究をし、みんなで議論した上での議会としての決議として今回提出するのが筋であると、その点においては不十分である等の理由で、これについては賛成しかねます。

以上です。

**No.112 ○議長(伊藤 清議員)**

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

**No.113 ○議長(伊藤 清議員)**

以上で討論を終結し採決を行います。

決議案第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.114 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成多数であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で今2月緊急議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

市長より挨拶を願います。

石川市長。

**No.115 ○市長(石川英明君)**

本日の2月緊急議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末も近づくお忙しい中、緊急議会にご参集をいただきまして、提出議案に

については慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

そして、先ほどの議決のとおり、全議案についてご承認をいただくことができ、感謝をいたしております。

また、毎回のことではありますが、議案審議を通じまして、数々のご指摘やご提言をいただくことができました。これらのご指摘につきましては、今後適切に対応してまいりたいと考えております。

また、今月末からの3月定例会議会では、私の政治信条であります新しい公共、市民自治に加え、本市のポテンシャルを生かす教育環境の充実、子育て支援、防災の強化など、さまざまな政策に関する予算のご審議をいただくこととなります。

忌憚のないご意見をいただき、活発な議論展開がなされ、市民の皆さんにとって有意義な予算が可決されることを願っております。

最後になりますが、年度末を迎え、何かと多忙な時期に入っております。議員各位におかれましては、寒さの中、十分な健康管理をしていただき、引き続き本市発展のため、ご活躍されることを祈念をいたしまして、閉会の挨拶にさせていただきます。

どうもありがとうございました。

No.116 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

これにて、2月緊急議会を散会いたします。

午後3時37分散会

